

平成24年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

平成24年12月20日(木曜日)午前10時開会

※開議宣告

- 日程第1** 第62号議案から第82号議案まで及び第2号報告
(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決)
- 日程第2** 議案第2号及び議案第3号
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第3** 第83号議案及び第84号議案
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第4** 議員派遣の件について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

- | | |
|------|--------|
| 1 番 | 土谷 信也 |
| 2 番 | 近藤 紀男 |
| 3 番 | 成重 博文 |
| 4 番 | 安達 隆 |
| 5 番 | 山田 秀夫 |
| 6 番 | 松本 博彰 |
| 7 番 | 中山田 健晴 |
| 8 番 | 河野 徳久 |
| 9 番 | 明石 光子 |
| 10 番 | 土谷 力 |
| 11 番 | 村上 和人 |
| 12 番 | 鴛海 政幸 |
| 13 番 | 安東 正洋 |
| 15 番 | 川原 直記 |
| 16 番 | 河野 正春 |
| 17 番 | 山本 博文 |
| 18 番 | 菅 健雄 |
| 19 番 | 徳永 浄 |
| 20 番 | 大石 忠昭 |

○欠席議員（1名）

- 14 番 北崎 安行

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	河野 真一
庶務係 長	次郎丸 浩一

議事係 長	岩本 力
主 任	西田 巨樹

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永松 博文
副 市 長	鴛海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	野村 信隆
市参事兼税務課長	安東 良介
市参事兼農林振興課長	井上 晃一
総務課 長	安藤 隆治
企画情報課 長	佐藤 之則
財政課 長	甲斐 智光
市民課 長	山田 真一
保険年金課 長	佐藤 清
子育て・健康推進課長	植田 克己
人権・同和对策課長	伊東 文夫
環境課 長	都甲 賢治
商工観光課 長	安田 祐一
農地整備課 長	榎本 久光
建設課 長	筒井 正之
都市建築課 長	河野 義雄
上下水道課 長	中尾 勉
福祉事務所 長	尾形 稔
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	後藤 三利
消 防 長	後藤 勲
総務課 課長補佐兼総務係長兼秘書広報係長	後藤 史明
総務課 人事・法規係長	丸山野 幸政
教育庁	
教 育 長	河野 潔
総務課 長	渡邊 和幸
学校教育課 長	瀬口 卓士

○議長（河野正春君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議長（河野正春君） 日程第1、第62号議案から第82号議案まで、及び第2号報告を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、土谷 力君。

○総務委員長（土谷 力君） 去る12月14日、

総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案11件、報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第62号議案、平成24年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、県支出金、地方債、繰越金などで財源措置をされており、補正額は2億553万7,000円の増額で、補正後の予算総額は145億8,484万6,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、教育振興特別奨学基金積立金や定住促進広報強化事業に要する経費、一般会計全体では一般職員の人事異動に伴う人件費の調整に要する経費などが計上されています。

次に、地方債の補正については、城台団地整備事業、現年発生公共土木施設補助災害復旧事業の追加を行っています。

審査の中で委員より、指定寄附5,000万円の指定の条件等や人件費に係る退職者の人数などの質疑、意見が出されました。

審査の結果、第63号議案、平成24年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第67号議案、平成24年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算（第2号）については、一般職員の人事異動等に伴う人件費の調整を行っており、補正額は724万円の減額で、補正後の予算総額は6億228万円となっています。

審査の結果、第67号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第69号議案、公の施設の指定管理者の指定については、若者の定住促進及び結婚促進を図るため、新婚世帯向けの住宅である豊後高田新婚さん応援住宅及び共同施設の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の中で委員より、「入居しないときの指定管理料はどうなるのか。」という質疑が出されました。執行部から、「経費については戸数割なので、入居者の人数では変わらないが、修繕等の経費は精算払いになります。」という説明がありました。他に、「指定

管理者の額の根拠」などについての質疑や意見がありました。

審査の結果、第69号議案については、原案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第70号議案、公の施設の指定管理者の指定については、本市への定住促進を図るため、市が空き家を借り上げ定住希望者向けの住宅である豊後高田市定住促進空き家活用住宅の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の中で委員より、「入居の見込み」や、「この住宅だけ指定管理から外れることはできないのか。」などの質疑、意見が出されました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第70号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第73号議案、財産の取得については、新庁舎建設用地及び大分県豊後高田市総合庁舎のうち、市庁舎の用途に供する部分を取得するものです。

審査の中で、委員より「土地、建物の面積」などについての質疑や意見がありました。

審査の結果、第73号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第74号議案、財産の取得については、新庁舎駐車場用地を取得するものです。

審査の中で委員より、「買えなかった土地の面積」などについての質疑や意見がありました。

審査の結果、第74号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第76号議案、豊後高田市空き家等の適正管理に関する条例の制定については、空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪及び火災防止、安全良好な居住空間を確保するため、必要な事項を定めるものです。

審査の中で委員より、「第15条に規定する支援についての額や基準」についての質疑や意見がありました。

審査の結果、第76号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第77号議案、豊後高田市暴力団排除条例の一部

改正については、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うものです。

審査の結果、第77号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第78号議案、豊後高田市指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の制定については、市民からの支援の促進を図るため、特定非営利活動法人を税控除対象となる寄附金を受け入れる指定特定非営利活動法人として指定するための基準等を定めるものです。

審査の中で委員より、「市内で基準をクリアしそうな法人の数」などについての質疑がありました。

審査の結果、第78号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第79号議案、豊後高田市税条例の一部改正については、地方税の一部改正に伴い、市民税の寄附金税額控除の対象を広げるため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第79号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第80号議案、豊後高田市基金条例の一部改正については、高田高校に入学し難関大学に進学を目指す生徒の志実現に要する費用に充てる資金とするため、新たな基金として教育振興特別奨学基金を設置するものです。

審査の中で委員より、「難関大学とはどういうものを指しているのか。」という質疑がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第80号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第2号報告、平成24年度豊後高田市一般会計補正予算(第3号)については、衆議院議員選挙の実施に係る費用について、専決処分したものです。補正額は1,728万1,000円の増額で、補正後の予算総額は143億7,930万9,000円となります。

審査の中で委員より、「ポスター掲示板の設置の方法」や「人件費等の内訳」についての質疑や意見がありました。

審査の結果、第2号報告については、報告の趣旨

を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

済いません、訂正を行います。第62号議案を63号議案と言ったので、訂正をお願いします。

○議長(河野正春君) 社会文教委員長、明石光子君。

○社会文教委員長(明石光子君) 去る12月17日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第62号議案、平成24年度豊後高田市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、総務費では、児童福祉費や生活保護費の国、県支出金精算償還金が計上されています。教育費では、緊急雇用創出事業を活用した地域、学校における学びサポート強化事業や古代文化公園活用整備事業に係る経費などが計上されています。

審査の結果、第62号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第81号議案、豊後高田市教育振興特別奨学資金条例の制定については、地域の将来を担う高い志を持つ次代の若者を育成するとともに、市内における充実した教育環境を将来にわたって堅持するため、難関大学に進学を志す生徒で学業、人物ともに優秀な者に対して贈与する教育振興特別奨学資金について、必要な事項を定めるものです。

審査の中で委員より、「難関大学とは具体的にどのような大学か。」という質疑が出されました。執行部からは、「大学の種類、学部の状況等を加味して選考委員会の中でそのときの時世によって判断することになります。」との説明がありました。

ほかには、「難関大学から目標が変わった場合はどうするのか。」や、「所得制限はあるのか。」などについての質疑や意見が出されました。

審査の結果、第81号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第82号議案、豊後高田市立学校設置条例の一部改正については、都甲小中一貫校の設置に伴い、都甲小学校の位置の変更を行うものです。

審査の結果、第82号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきも

12月20日

のと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 産業建設委員長、中山田健晴君。

○産業建設委員長（中山田健晴君） 去る12月18日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案9件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告します。

第62号議案、平成24年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、農林水産業費では、緊急雇用創出事業を活用し、長崎県産の花の種子から採れる植物油を使用した商品の開発に要する経費などが計上されています。

土木費では、城台団地建設に係る暗渠排水工事に要する経費などが計上されています。

災害復旧費では、梅雨前線の豪雨により被害を受けた農地、道路等の災害復旧工事に要する経費が計上されています。

審査の中で委員より、「激甚災害の場合、受益者負担はどうなるのか。」という質疑が出されました。

審査の結果、第62号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第63号議案、平成24年度豊後高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、一般職員の人事異動に伴う人件費の調整を行っており、補正額は143万円の減額で、補正後の予算総額は6,809万8,000円となっています。

審査の結果、第63号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第64号議案、平成24年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、一般職員の人事異動に伴う人件費の調整を行っており、補正額は1,240万円の減額で、補正後の予算総額は7億9,823万1,000円となっています。

審査の結果、第64号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第65号議案、平成24年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、一般職員の人事異動等に伴う人件費の調整を行っており、補正額は1,165万5,000円の減額

で、補正後の予算総額は2億4,965万8,000円となっています。

審査の結果、第65号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第66号議案、平成24年度豊後高田市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、落雷により被害を受けた松津地区浄化センターの自動制御装置の修繕に要する経費が計上されています。

審査の中で委員より、「松津地区の漁業排水施設は年数がたっており、施設の老朽化による修繕等で出費がかかるが、今後この施設はどのような経過をたどるのか。」という質疑が出されました。

審査の結果、第66号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第68号議案、平成24年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第1号）は、一般職員の人事異動等に伴う人件費の調整及び企業債の借入れを行ったことによる企業債利息の調整に要する経費が計上されています。補正額は292万7,000円の増額で、補正後の予算総額は2億930万3,000円となっています。

審査の結果、第68号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第71号議案、公の施設の指定管理者の指定については、豊後高田市立地企業従業員用住宅及び共同施設の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の結果、第71号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第72号議案、公の施設の指定管理者の指定については、豊後高田市営改良住宅及び豊後高田市営特定公共賃貸住宅並びにそれらの共同施設の設置の目的を効果的に達成するために、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の中で委員より、「市内に大分県住宅供給公社の職員は常駐するのか。」という質疑が出されました。

執行部からは、「住宅の管理ということで市が市営住宅管理センターを設置し、大分県住宅供給公社の職員が常駐することになります。」という説明がありました。ほかには、「徳久保団地、佐古住宅等の入居

率はどうなっているのか。」などについての質疑や意見がありました。

審査の結果、第72号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第75号議案、財産の取得については、犬田団地建設用地を取得するものです。

審査の中で委員より、「公共下水道が整備されていないということで、汚水の排水先はどうなるのか。」という質疑が出されました。

審査の結果、第75号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 以上で委員長の報告を終わります。

これよりただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石です。社会文教委員長に第81号議案について、先ほどの委員長報告について質疑をいたします。

2点ですが、1点は特別奨学資金の受給資格者について、所得制限があるかどうかという質疑があったそうですけれども、その結果どうということになったのか。

2つ目は、難関大学への進学を志していたけれども、途中進学する大学を変更した場合、どうなるかという質疑もあったそうですけれども、その結末はどうなったのかです。

産建委員長に、第76号議案の犬田の団地の用地取得の件についてですが、先ほどの説明では、公共下水道が入っていないけれども、汚水問題はどうかという質問があったということなんですが、それはどういう結末になったのか、説明していただけたらと思います。

○議長（河野正春君） 社会文教委員長、明石光子君。

○社会文教委員長（明石光子君） 大石議員の質疑にお答えいたします。

まず、1点目の資金の資格について所得制限があるのかどうかという質疑に対するお答えですけれども、申請について所得制限はないということでもあります。

それから、2点目の高校在学中、当初希望していた難関大学から希望の大学に変わった場合、奨学資金はどうなるのかというご質疑にお答えいたします。

基本的には成績優秀で上位志向の子供たちであれば、難関大学を目指すというふうに判断をしているという中から、当初の難関大学から希望が変わった場合は、本人の学びに対する意欲や学業に対する成績の状況を見ながら、奨学資金の継続か停止か判断をするということでもあります。もし仮に停止の場合でも、返還は求めないということでもあります。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 産業建設委員長、中山田健晴君。

○産業建設委員長（中山田健晴君） お答えします。

接続する道路を整備いたしまして、最終的には下を流れます市の今管理しています牛切川に流したいということでもあります。

以上です。

○議長（河野正春君） 20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 社会文教委員長にもう一度お尋ねしますが、81号議案の特別奨学資金についてなんですが、所得制限はないと、条例にないとなっているからないんですけれども、委員の中からは所得制限を設けるべきだというような意見はなかったのでしょうか。

以上です。

○議長（河野正春君） 社会文教委員長、明石光子君。

○社会文教委員長（明石光子君） お答えいたします。

そのような質疑、意見はございませんでした。

以上でございます。

○議長（河野正春君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。私は、70、75、80、81号議案に反対討論をいたします。

最初は70号議案についてですが、この施設は今回初めての試みでありまして、空き家を改修し市営住宅として活用するものでありますが、これは定住

対策の一つの事業であり、事業効果を上げ、さらにこの事業を継続、拡充していくためにも、私は管理は定住対策の担当課があたるべきことが、事業効果を上げるというように考えます。よって、指定管理に出すことについては、反対であります。

次は、75号議案、犬田団地建設用地の購入についての議案であります。住宅団地については、城台団地の建設に向けてこのほど開発行為の許可もおりて、いよいよ定住対策としての大型な団地建設が始まろうとしている時期に、新たに公共下水道も入っていない用地、場所に団地を建設する必要があるのか、疑問であります。

市道の改良工事の路線変更をやることになって、しかし道路用地買収が、その土地が筆界未定になっているために、必要な道路用地だけを分筆して買収することができないということから、広大な土地を買うことになった。その空き地利用として、突然団地計画が計画されたものでありまして、私はそういう今も問題になりましたように、公共下水道も建設されてない犬田地域に、さらにまた団地を建設することが適当と思いません。

しかも問題なのは、単価が高過ぎます。これだけの高い単価の土地で、さらに一部分は相当埋め立て造成費もかかると思いますが、それだけ高い経費をかけて売却するということになる、なかなかやはり定住対策としては安い用地ではないと、その効果がないんじゃないかと。あのけやき通りの横にも相当の民間の団地ができていますけれども、時期がたつてもなかなか売れ行きがよくないことから見ましても、やっぱり安い土地を提供することが定住対策につながると思いますので、こういう高い土地で突然新たな団地建設については大問題だと思います。

土地の単価で比較してみますと、今回もう一つの議案に出ていますように、新市役所横の駐車場の用地は、1平方メートル当たり9,470円です。それに比べてこの犬田の土地は1万1,300円、市役所の横よりは高い単価になっておりますし、市が5年前に売却しましたあの犬田地区の清掃センターの跡地、これは佐々木食品の横の土地なんですけれども、これは平米当たり2,174円で売却し、買うのは雑種地で1万1,300円と、これを比較してみても、今回の土地は私は高過ぎると思いますし、高くても買えば安い住宅用地として市が定住対策で売却するようなことになると、市の負担が伴

うんじゃないかと懸念されます。

よって、この議案に私は反対いたします。

次は、80号、81号議案、教育振興特別奨学資金に関する基金の一部改正、それから条例制定の議案についてですが、これは特定の方から寄附金を受けて特別奨学資金の制度を創設するというものがありますが、この制度は高田高校に入学する者に限ると、難関大学に進学する者で、年間2名以内に限定するという規定になっております。

市内には学業、人物とも優秀であっても、なかなか経済的理由によって高校や大学への進学が困難な家庭がたくさんあります。そんな方への資金の贈与や無利子の資金の貸与など、その制度そのものを充実させることこそが、高校や大学、大学院などに進学を希望する方への本当の就学援助につながるものだと考えます。

ましてや、わずか年間2名以内に限定をして、しかも所得制限なしでただ難関大学を目指せと、お互いにさらに競争を競い合わせて、180万のお金で釣るような、そういう教育の考え方がそもそも間違いだと思います。そういう5,000万をいただくことは結構ですが、むしろ高田の事情を考えるならば、いくら大学に進学したくとも家庭の事情でなかなか進むことができない、そういう生徒こそ支援すべきものだと考えます。

よって、私はこの2つの議案に反対いたしますので、皆さんのご賛同をお願いし、討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（河野正春君） 以上で、通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お手元に配付の採決表により採決いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、一括採決するもののうち、反対のありました第70号議案、第75号議案、第80号議案及び第81号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で一括採決するもののうち、第70号議案、第75号議案、第80号議案及び第

81号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第70号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第70号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野正春君) 起立多数であります。

よって、第70号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第75号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第75号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野正春君) 起立多数であります。

よって、第75号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第80号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第80号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野正春君) 起立多数であります。

よって、第80号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第81号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第81号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野正春君) 起立多数であります。

よって、第81号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長(河野正春君) 日程第2、議案第2号及び議案第3号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、近藤紀男君。

○2番(近藤紀男君) 提案理由の説明をいたします。

去る平成24年9月5日に、地方自治法の一部を

改正する法律が公布されました。この法律の改正では、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、地方自治のさらなる充実を図るため、議会制度の見直し、議会と長の関係などについての改正が行われています。

今回提案しましたこの2つの議案につきましては、地方自治法の改正に伴いまして、本市議会に係する条例及び議会規則の所要の規定の整備を行うものです。

まず、議案第2号、豊後高田市議会委員会条例及び豊後高田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の地方自治法の改正で、委員会に関する法律の規定が簡素化され、条例への委任事項が拡大されたことに伴う豊後高田市議会委員会条例の一部改正及び「政務調査費」の名称が「政務活動費」に、交付の目的が「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められたこと、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならないとされたこと等に伴う豊後高田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第3号、豊後高田市議会会議規則の一部改正についてでございますが、今回の地方自治法の改正で、本会議においても公聴会の開催や参考人の招致が行えることになったことに伴う会議規則の改正及び平成20年の地方自治法の改正で盛り込まれた協議又は調整を行うための場として、今回全員協議会を正規の議会活動として明確に位置づけるための会議規則の改正を行うものです。

以上、2つの議案について何とぞ慎重審議の上、ご協賛くださいますようお願いいたします。

○議長(河野正春君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 共産党の大石ですが、議案第2号について提案者にお尋ねしますが、地方自治法の改正に伴って「政務調査費」が「政務活動費」

12月20日

に変わります。今度どういう形でこの活動費が活用できるかということで、条例で定めることになったわけなんですけれども、端的に言うならば、今度改正することによって今わずか10万円なんですけれども、10万円の使途がどういうふうに拡大されるというように私たちは理解したらよいのでしょうか。大分のオンブズマンなどは、これに対して県議会に意見を述べているようですけれども、どう見るのか。

それから、活動範囲が広がるとなると、2つ目の質疑はやっぱ10万円じゃなくて、もう少し活動費をふやすというようなことに、この賛同者を含めて議運の皆さんですかね、議運の皆さんの中での議論はなかったのかどうなのか。いや、執行部のほうからは、いや、来年度からは10万円じゃなくて、もう少しふやすような話もあったのかどうなのか、その辺も説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（河野正春君） 2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） お答えをいたします。

どういう形で今回こういう政務活動費の使途の拡大という、端的に申し上げますと、別表にも書いておりますように、具体的な変更内容についてであります。当該の条例の別表におきまして、要請または陳情活動を行うための経費として、「要請・陳情活動費」という項目を設けたことが主な変更点でございます。

次に、第2点目ではありますが、こうした政務活動の幅が広がる、活動が広がるということで、現在10万円の政務活動費の増額については、現在のところ委員からもそういった議会運営委員会の中でそういった議論は、意見等は出されておられません。

以上であります。

○議長（河野正春君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号及び議案第3号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第3号については、原案のとおり可決されました。

○議長（河野正春君） 日程第3、第83号議案及び第84号議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第83号議案は、豊後高田市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてでございます。これは、先ほど議案第2号におきまして、豊後高田市議会政務調査費の交付に関する条例に規定されている政務調査費が、政務活動費へ改正されたことに伴い、豊後高田市特別職報酬等審議会条例の規定中、政務調査費を政務活動費へ変更するものでございます。

第84号議案は、豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。これにつきましても、先ほど議案第3号、豊後高田市議会市議会会議規則の一部改正におきまして、本会議における公聴会や参考人招致の手續に関する規定が追加されたことに伴い、豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定中、費用弁償の支給対象者に関する根拠となります地方自治法の引用条項を変更するものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、第83号議案及び第84号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 討論なしと認め、討論を終
結いたします。

これより第83号議案及び第84号議案を一括し
て採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、第83号議案及び第84号議案については、
原案のとおり可決されました。

○議長（河野正春君） 日程第4、議員派遣の件に
ついてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付してあり
ますとおり派遣することにいたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付
してありますとおり派遣することに決定いたしました。
なお、やむを得ない事情による変更または中止
については、その決定を議長に一任願います。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、
全部終了いたしました。

これをもちまして、平成24年第4回豊後高田市
議会定例会を閉会いたします。

午前10時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに
署名する。

豊後高田市議会議長 河野正春

豊後高田市議会議員 近藤紀男

〃 成重博文